

西ドイツの大学図書館

—ケルン大学の場合—

法学部助教授 増田 政章

〔はじめに〕

筆者は、西ドイツ・ケルン大学で二度海外研修の機会を得ることができ、その研修期間中、ケルン大学の図書館を利用した。西ドイツの大学図書館（ケルン大学の場合を中心として）の特異性について述べたいと思うのだが、あくまで1人の図書館利用者として、平素近畿大学の図書館を利用している者の立場から、若干興味のある点についてふれてみる。

日本の大学図書館は西ドイツのそれとを比べて言える大きな違いは—これは、ヨーロッパの大学図書館全体にあてはまることであると思うが—大学だけの図書館であるかどうかということである。つまり、大学の図書館は、その大学に所属する者のみが利用するものではなく、その大学の所在地に住む市民全体のために設置され、開放されている。このことは、とりわけ私立大学に学び、勤務する我々にとっては、特異なことと感ずる。例えて言えば、大阪市や府の図書館と大学の図書館が一つになった機能を有しているようなものである。西ドイツの大学はほとんど公的なものであり、また、大学や図書館の派生由来から考えれば、当然なことである。ケルン大学の図書館の呼称は、**Die Universitäts- und Stadtbibliothek in Köln**（ケルン大学および市図書館）と表わされ、その利用者は、ケルン大学の学生・教職員、市民、単科大学（**Hochschule**）の学生・教職員および当該州の他大学の学生である。この単科大学とは、工業、音楽および体育などの大学を指し、ケルン市の場合、ほとんどケルン大学の近郊に位置している（もちろん、それぞれの単科大学にも独自の図書館が設置されている）。市民もこの図書館を利用することができるのであるが、別に、市の中心に市立図書館もある。市民として大学図書館を利用する者の内には、企業や専門家も含まれている。また、ケルン市は、西ドイツの中でも大都市といわれ、さらに、ヨーロッパの交通の中枢部に位置していることから、世界各国

の文化会館がある。もちろん、日本の文化会館もあるのだが、これらの文化会館には、必ず図書館（室）が併設されており、市民に開放されている。それぞれの国の文化や政治等に興味を持っている者達に重宝がられている。

図書館が、西ドイツ人の生活の中に位置づけられ、常に、「利用者のため」に運営されている。例えば、図書館は、大学の業務が終了した後でも、月曜日から金曜日まで午後9時まで開館し、大学や一般の会社は土曜日休みであるが、図書館だけは平常通りの業務（一部については休み。）が行なわれている。もちろん、大学の休暇中でも、図書館や研究所は常時開いており、利用者の便宜を図ってくれる。また、図書館に、探し求めている資料がない時には、即、他の図書館に問い合わせをしてくれる、遠方借出しの制度も充実している。このことについては、後でくわしくふれる。一般市民も大学図書館を利用するのであるから、彼らが仕事の休みである日、あるいは、勤務の終了後に図書館を利用できるような配慮がなされている。

〔大学の図書館と研究所〕

筆者がまず初めに注目したことは、研究所と図書館の並置である。筆者のような外国人が西ドイツで研修生活に入るにあたっては、大抵の者は研究テーマを特定しているわけであるが、仮りに、研究所（筆者の場合、銀行法研究所であったが）に入れば、その研究所に研究テーマの資料がほとんど備わっているということである。銀行法研究所についてみれば、民法、商法はもとより、公法私法すべての領域に関する最少限度の文献がそろっている。したがって、我々研究する者は、一つの研究所（その中に、研究室や閲覧室がある。）で資料を検索し、同時に研究することができ、資料を探すために時間を費す必要はない。もし、研究所に必要な資料がないときは、他の研究所に当該探し求めている資料の存否を尋ねることができる。そして、いずれの研究所にも必要な文献がない時に、図

書館に出向くということになる。というのは、各研究所に行けば、即時に探している文献の有無がわかり、その場で借り出したり、あるいは、コピーができるからである。大学図書館とでもいえよう。しかし、図書館で文献を探し出すには、特に専門書であれば、一定の手続きを経なければならないので、最低2日間という日数を要する。事務処理がコンピューター化されているとはいえ、大量の書籍を管理するのであるから、やはり人力が必要であり、即日借出しはできない。

他方、学生達は、これらの研究所をどのように利用しているであろうか。まず、研究所のゼミ生は、優先的にその研究所に所属する研究生や助手の指導を受けることができるので、平素の学習にあたり随時研究所に出入している。もちろん、ゼミ生でない一般学生も、講義のない時間帯に新聞や雑誌を読みに来たり、宿題のレポート作成のために研究所を利用している。学生証等の身分証明書を呈示して、文献を借り出してコピーすることも自由である。西ドイツの書籍代は、日本のそれと比較したら非常に高いので、学生達は、教科書以外の参考書や雑誌類

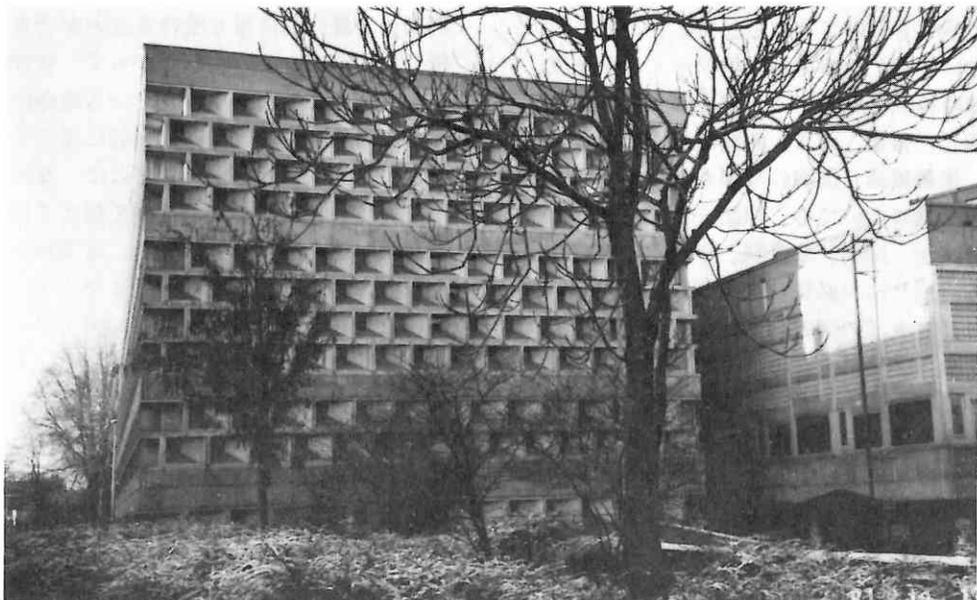
については研究所や図書館に備えつけられているコピーを利用する。学生は、随時研究所を利用することができるのではあるが、研究所で探し求めている資料を入手できないときには、図書館に出向くことになる。また、すべての研究所が広い閲覧室を持っているわけではないので、研究所で学習できない者は図書館を利用する。図書館の閲覧室にも、通常の学習に必要な文献は開架式で管理され、随時利用することができるようになっている。図書館の閲覧室はいつも満席といわれるほど利用されている。

近年、近畿大学でも多くの研究所が併設されるようになってきたが、西ドイツにおけるような図書館機能を有するようなシステムに発展してもらいたいものである。

〔利用手続〕

図書館を利用する者は、図書館の定める利用規制および図書館に関するいくつかの法律に従わねばならない。利用手続は、ほとんどコンピューターで処理されているが、まず、利用者は利用カードを作成しなければならない。

この利用カードの作成は無料であるが、通例、利用者を4つに分け、ケルン大学の学生は白色



(ケルン大学図書館)

カード、ケルン大学の教職員は黄色カード、一般市民は緑色カードおよび単科大学生・教職員・その他の大学の学生は青色カードである。ちなみに、外国人である筆者は緑色カードであった。カードには、登録番号、氏名およびコンピューター処理記号が記載され、このカードによって文献の貸出が行なわれる。したがって、図書館から本を借り出そうとする者は必ずこのカードを作成しておかなければならない。このカードを作成しなくても、閲覧室、情報センターおよび開架図書を利用することができる。これらの詳細は、図書館利用規則で定められている。上記の利用者以外で、特に規則中で許されている者として、ケルン市に住所を有する国の出先機関地方公共団体および教会に属する者やその利用目的が図書館の目的に合致している自然人および法人があげられている。

〔検索〕

利用者は、予め探し求めている書名あるいは著者名を知っていれば、近畿大学の図書館に同様に、書名あるいは著者名のカatalogでそれを調べることができる。しかしながら、利用者が自分の研究テーマあるいはレポート作成にあたって、一体全体どのような参考文献を必要とするかどうかを知らない場合には、専門の指導員が適切なアドバイスをしてくれるし、また文献の検索を助けてくれる。特に、ある一つのテーマに関連した参考資料のファイルが作成され、随時追加されている。例えば、そのテーマに関連した書籍、論文、新聞記事等に発行、年月日、掲載雑誌、国別に分類されている。また、外国文献についても、独語、英語、仏語等による論文が、国別、分野別、年代別に整理されている。仮りに、必要な文献が図書館にない場合には、他大学の図書館に問い合わせをして、コピーも取り寄せてくれる。このように検索がスムーズに行なうことができることは、やはり図書館の効率的利用の基礎である。利用者が図書館に行けば、自分が探している文献を手でできるという信頼感を育成することが図書館の任務である。この点で取り上げて強調できることは、他大学との情報交換が十分に行なわれており、そのために、各大学の図書館が特定の分野に関する文献を重点整備している。例えば、ビーレ

フェルトでは数学、ボフムでは地球諸科学、ケルンでは経済学、社会学および英文学、ミュンスターでは宗教学、哲学、ドイツ学および神学、アーヘンでは機械工学、電機工学および情報工学などの文献資料が重点的に収集整備されており、利用者は図書館に備えられているそれらのリストを見て、それぞれの大学から必要な情報や資料を得ることができる。これが遠方借出システムである。

〔貸出・返却〕

利用者が検索により探し出した文献を借出すためには、図書館に備えつけられている用紙に必要事項を記入するのだが、特に興味を感じたのは、もし当該文献が図書館にない場合には、遠方借出しを希望するかどうかをその用紙に記入することである。この貸出申込用紙は検索室にある受付ボックスに入れると、その日から2日目に貸出カウンターで申し込んだ文献を借り受けることができる。ここでは、すでに利用手続の初めに作成したコンピューター用のカードを提出しなければならない。借出しにあたり、利用者の氏名と借出文献名がコンピューターに登録され、その写しが利用者へ渡される。貸出期間は、原則として4週間であり、その期間を延長することもできる。ただし、その期間中に、他に借出しを希望する者がいれば、その者が4週間後に優先的に借り受けることができるので延長は認められない。したがって、自分が探している文献がすでに貸出されている場合には、借出しを予約しておけば、優先的に借り受けられる。ここで、おもしろいことには、期間を延長しないで、4週間の貸出期間を超えて借出した書籍等を返却しないときには、遅滞料金が徴収される。例えば、10日間では2マルク、20日間では5マルク、30日以上では20マルクとなっており、これは法律で定められている。もちろん、借出した書籍を紛失あるいは毀損したときにも、利用者は一定の手数料を支払わねばならない。他に利用者がいない限り、一定の手続（期間延長）をとれば、当該資料は常時利用できるということである。これは、図書館の効率的利用の1つの方法である。そのために、コンピューターの導入で、事務の合理化が図られているのである。

返却にあたっては、返却した旨のコンピューターの写しが利用者に手渡される。後日に生ずるかもしれない種々の問題のため、利用者はこれを証拠として保管するわけである。

〔閲覧〕

図書館の閲覧室は、誰れでも日曜日を除いて随時利用できるよになっているが、現在600人分の座席が用意されている。閲覧室には開架図書が備えられ、あらゆる分野の辞典、ハンドブック、雑誌等が閲覧に供されている。ことに、閲覧室に隣接する雑誌室には、約2200種類の最近号の雑誌が完備されている。また、マイクロフィルムによる文献収集もなされ、これを利用できるし、コピーも可能である。

すでに述べたように、西ドイツの書籍代金は日本のそれと比べて高い。また、専門外の者が学習するための手引書あるいは基本書のようなものを必要とする機会が多い。そのために、大学の講義で用いられている教科書、参考書および入門書ごとき書籍をもつばら利用できる閲覧室が別に設けられている。この部屋では、図書が専門分野に配列され、現在およそ5800の書名で、53250冊が常備され、学生は毎月10冊まで借りられることになっている。この部屋の書籍は、4週間借り受けることもできるが、他の学生の利用を考え、期間の延長は許されない。

〔データベースの利用〕

図書館は、遠方貸出しにより利用者の便宜を図っているが、その外に、現在西ドイツとルクセンブルクに在るデータベースとオンラインシステムをとっている。これらのデータベースは、カールスルーへのINKA およびSIN、ケルンのDIMDI、ベルリンのdbi、ミュンヘンのGBI、ボンのJURIS、ルクセンブルクのECHOであり、図書館とオンライン化され、それぞれの専門分野別のデータを収集している。このオンラインシステムにより、利用者は時間を節約でき、最新の文献を知りえ、さらに、文献予約注文の文献リストを直ちに入手することができる。

〔おわりに〕

図書館の機能ないし目的は、いずれの国においても同じである。それは多くの利用者に効率的に利用されることである。そのために、多く

の条件が満たされなければならないであろう。ことに、今日では、事務処理がコンピューターにより合理化され、情報が時間を節約して、利用者に供されなければならない。図書館の事務処理の便宜のために、利用者の便宜が後退するようでは、図書館の機能は果されているとはいえない。こんな考えを常に持っているドイツの図書館関係者は、やはり、独自の文化を大切にしたいドイツ人の心であろうか。

近畿大学の図書館も、21世紀に向けて、その本来の機能を果すために、学生・教職員のみならず、一般市民にも広く開放し、「利用者のための」知的生活の場ないし源泉になってもらいたいものである。

